令和２年６月５日

都島区民センターの使用にかかる誓約書提出のお願い

現在都島区民センターを使用する場合は、適切な感染予防対策の実施を行う旨の誓約書をご提出いただいております。誓約書につきまして、次のとおりご提出をお願いいたしておりますので、ご留意ください。

また、これまで感染症の拡大防止を理由として施設利用の取消の申し出があった場合、既納の使用料の全額還付を行っていました。

しかし、誓約書の提出後は、感染症拡大予防等を理由としたキャンセルができないこととなりましたのでご注意ください。

① ６月３日以降に使用申込をした場合

料金の支払期限までにご提出いただく必要があります。提出がなければ使用許可書を交付することができませんのでご注意ください。

② ６月２日以前に使用申込をした場合（誓約書の提出なしに許可をうけた場合）

現在、個別に提出を依頼している状態です。

提出される場合は、６月中、７月中が使用日のときは使用日の前々日まで、８月以降が使用日のときは７月 31 日（金）までにご提出いただく必要があります。提出が無い場合、適切な感染予防対策を実施できないものとし、許可取消を行うこととなりますのでご注意ください。

都島区役所　まちづくり推進課
（06-6882-9734）